

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本目標	施策番号	事業対象	施策項目	実施内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り置きと今後の方向性		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
							計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り置き結果 (計画目標を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値 (R5実績値での実績値、あるいはR6の見込値を記載)	達成度	今後の方向性	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果
基本目標1 充実した幼児期の教育・保育の提供																		
(1)幼児期の教育・保育の提供																		
①	※	幼児園・認定こども園における教育の実施	満3歳から小学校就学までの子どもに対して、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するため、幼児教育を行います。 今後は、幼児教育の無償化や新制度移行を検討している幼児園について、適切な対応に取り組みます。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価	新制度幼児園移行4園(うち1園認定こども園移行)認定こども園移行5園 新制度幼児園の認定こども園移行に対し、対応した。	新制度幼児園移行4園(うち1園認定こども園移行)認定こども園移行5園 新制度幼児園の認定こども園移行に対し、対応した。	B:7割以上9割未満	B:継続	引き続き、新制度幼児園または認定こども園への移行を検討している幼児園等からの相談を随時受け付けます。	引き続き、新制度幼児園または認定こども園への移行を検討している幼児園等からの相談を随時受け付けます。	引き続き、新制度幼児園または認定こども園への移行を検討している幼児園等からの相談を随時受け付けます。						
②	※	保育園・認定こども園における保育の実施	保護者の就労や疾病その他の理由等、0歳から就学前の保育が必要な子どもに対して、保育の必要性について認定し、保育を行います。 3歳児、3歳クラスから特異児が生まれていることから、適切な保育の提供が行えるよう、保護者や各保育施設との調整を図ります。また、保育の無償化に伴い、適切な対応に取り組みます。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価	新規保育施設 認可保育所 1園 小規模保育事業所 4園 保育士様学習会 1回 入会 1人(継続含む) 新規保育施設開園等により保育の提供体制を確保していった。	新規保育施設 認可保育所 1園 小規模保育事業所 4園 保育士様学習会 1回 入会 1人(継続含む) 新規保育施設開園等により保育の提供体制を確保していった。	B:7割以上9割未満	B:継続	引き続き保育のニーズを把握しつつ保育の提供体制を確保していきます。	引き続き保育のニーズを把握しつつ保育の提供体制を確保していきます。	引き続き保育のニーズを把握しつつ保育の提供体制を確保していきます。						
(2)保育環境・幼児教育環境の充実																		
①	※	保育施設等の管理	市立保育園については、施設の適切な管理を行い、民間保育園については、施設の適切な管理環境の整備を図るため、より、更新教育の安心・安全及び保育の質の向上をはじめ、食育の内容の充実、情報管理の整備を図ります。	こども保育課	保育施設等の改修状況(件数)	民間保育施設について、新規開園園に對し、建設に係る費用に對して一部補助を行い、老朽化が進んでいる施設に對しては、改修に係る費用の一部を補助した。	民間保育施設 改修等 6園	A:9割以上	A:拡充	令和4年4月に予定している中野保育園及び久津間保育園の民営化に向けて、移管先事業者と調整を行います。また、民営化後公立保育園として運営する桜井保育園及びひがし保育園の保育環境の整備に取り組む予定です。	民営化に向けて移管先事業者と調整を行い、令和4年4月より社会福祉及び子育て協会のなかで保育園、社会福祉法人若狭福祉会 久津間保育園として移管しました。	施設の耐震強度不足で休園している鎌足保育園の運営方針を検討します。 公立保育園として運営する桜井保育園及びひがし保育園の保育環境の整備に取り組む予定です。	公立保育園として運営する桜井保育園及びひがし保育園の保育環境の整備に取り組む予定です。	公立保育園として運営する桜井保育園及びひがし保育園の保育環境の整備に取り組む予定です。	公立保育園として運営する桜井保育園及びひがし保育園の保育環境の整備に取り組む予定です。	公立保育園として運営する桜井保育園及びひがし保育園の保育環境の整備に取り組む予定です。	公立保育園として運営する桜井保育園及びひがし保育園の保育環境の整備に取り組む予定です。	
②	新規	新規 保育業務のICTの活用	ICTを活用し、保育業務や給食栄養管理業務の負担軽減及び効率化を推進する事業です。これらのシステムの活用により、更新教育の安心・安全及び保育の質の向上をはじめ、食育の内容の充実、情報管理の整備を図ります。	こども保育課	導入園数	保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの養育管理業務の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用及び運賃や印刷のための機器の購入、睡眠中の事故防止対策に必要な機器等の購入、民間1園 公立2園 送迎用バスへの置き去り防止のためのプザーの設置に對し、一部を補助した。	保育所等におけるICT化推進事業 民間14園 公立2園 通訳や翻訳のための機器の購入 1園 睡眠中の事故防止対策に必要な機器等の購入 民間1園 公立2園 送迎用バスへの置き去り防止のためのプザーの設置 3園	A:9割以上	B:継続	令和3年度は、システム内にある機能のさらなる使用により迅速に必要機器の購入、民間1園 公立2園 送迎用バスへの置き去り防止のためのプザーの設置に對し、一部を補助した。	令和3年度は、システム内にある機能のさらなる使用により迅速に必要機器の購入、民間1園 公立2園 送迎用バスへの置き去り防止のためのプザーの設置に對し、一部を補助した。							
③	※	保育園職員の資質の向上	子どもを取り巻く家庭や環境の多様化に対応できる保育士の育成・スキルアップに向けた取組です。今後も、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、各研修会や研究会への参加を奨励し、自己研鑽に努めるよう指導します。また、市独自の研修会を開催するとともに、保育士の専門性を高めるため、経験年数や本市の保育の状況に合わせた研修計画を見直し、さらに、研修だけでは得られない現場での経験等を保育の現場で共有することで、保育園における保育の質の向上を目指します。	こども保育課	アクションプログラムの参加状況、市独自の研修会の開催状況	①参加研修数20回 ②研修参加者数470名 ③研修開催数10回 ④講座開催数6回	①参加研修数30回 ②研修参加者数100名 ③研修開催数3回 ④講座開催数9回	C:5割以上7割未満	B:継続	令和3年度は、システム内にある機能のさらなる使用により迅速に必要機器の購入、民間1園 公立2園 送迎用バスへの置き去り防止のためのプザーの設置に對し、一部を補助した。	令和3年度は、システム内にある機能のさらなる使用により迅速に必要機器の購入、民間1園 公立2園 送迎用バスへの置き去り防止のためのプザーの設置に對し、一部を補助した。							
④	※	※ 保育園・幼稚園等巡回相談巡回相談	木更津市内の幼稚園・保育施設等に所属する発達障害のある又はその疑いのある児童の保育教育に関し、専門職が施設等に巡回し、施設での子ども様をみながら、保育者の支援と児童の特性にあった関わり方を助言・指導する事業です。早期支援や保育・教育現場での具体的な実践を支援するとともに、地域における発達支援に関する認識を広げていきます。	こども発達支援課	市内の保育園、幼稚園で巡回相談の実施(実施園 26園)	希望園の増加や1園に對しての巡回回数が増やしてほしいという要望があることから実施回数が増やして実施した。	【R5実績】 実施園: 42園 巡回回数: 175回	A:9割以上	B:継続	巡回相談を希望する園は36園。巡回相談実施園は37園、実施回数は142回(新型コロナウイルスの影響で中止8回)だった。対象児数は延べ582名と増え、特に初めての集団生活となる幼児について相談が201名と多かったです。	巡回相談後、関係機関ともより一層連携を深めていく。また、新規に開園した園へも巡回相談事業を紹介していく。	巡回相談後、関係機関ともより一層連携を深めていく。また、新規に開園した園へも巡回相談事業を紹介していく。	巡回相談後、関係機関ともより一層連携を深めていく。また、新規に開園した園へも巡回相談事業を紹介していく。	巡回相談後、関係機関ともより一層連携を深めていく。また、新規に開園した園へも巡回相談事業を紹介していく。	巡回相談後、関係機関ともより一層連携を深めていく。また、新規に開園した園へも巡回相談事業を紹介していく。	巡回相談後、関係機関ともより一層連携を深めていく。また、新規に開園した園へも巡回相談事業を紹介していく。	巡回相談後、関係機関ともより一層連携を深めていく。また、新規に開園した園へも巡回相談事業を紹介していく。	
⑤	※	保育士・幼稚園教諭等研修会	木更津市内の幼稚園・保育園等に所属する発達障害のある又はその疑いのある児童の保育教育に関し、専門職が施設等に巡回し、施設での子ども様をみながら、保育者の支援と児童の特性にあった関わり方を助言・指導する事業です。早期支援や保育・教育現場での具体的な実践を支援するとともに、地域における発達支援に関する認識を広げていきます。	こども発達支援課	研修会の開催回数 参加人数	年2回 1回目 135人 2回目 155人 (130年度の状況)	年2回 200人以上の参加者を維持	A:9割以上	B:継続	参加者は472名となった。幼稚園、小中学校にもこのWeb講座を告知し、1回生を行いました。公開講座に合わせた参加者増につながったと思われる。	参加者は472名となった。幼稚園、小中学校にもこのWeb講座を告知し、1回生を行いました。公開講座に合わせた参加者増につながったと思われる。							
⑥	※	私立幼稚園の振興費補助事業	市内の認可私立幼稚園に対し、子ども一人ひとりの成長・発達段階に対応したきめ細やかな教育を行うため、運営費の一部を助成する事業です。今後も、施設運営の基盤強化及び教育環境の充実を図り、幼稚園教育の振興に資するよう支援の充実に取り組みます。	こども保育課	私立幼稚園の振興費補助事業の実施状況と推移	①振興費補助金交付園数:12箇所 ②交付金額:4,933,000円	①振興費補助金交付園数:12箇所 ②交付金額:4,933,000円	B:7割以上9割未満	B:継続	施設運営の基盤強化及び教育環境の充実を図り、幼稚園教育の振興に資するよう支援の充実に取り組みます。	施設運営の基盤強化及び教育環境の充実を図り、幼稚園教育の振興に資するよう支援の充実に取り組みます。							
⑦	※	幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携	子ども達の生活と発達、乳児期から幼児期を経て学童期へと連続しているため、幼稚園・保育園と小学校の連携を図り、子ども達の育ちを支える事業です。今後も、就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、各幼稚園・保育園と小学校の情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発育・発達に関する援助に取り組む予定です。	こども保育課	就学相談や情報共有の状況	小学校と情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、個々の発達状況に応じて、早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発育・発達に関する援助に取り組む予定です。	小学校と情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、個々の発達状況に応じて、早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発育・発達に関する援助に取り組む予定です。	B:7割以上9割未満	B:継続	就学支援を必要とする小学校入学予定児童を把握するため、各幼稚園・保育園と小学校の情報共有を行うとともに、関係機関と連携し、必要に応じて早い時期から就学相談を行う等、より多くの子ども達の発育・発達に関する援助に取り組む予定です。								
基本目標2 地域子ども・子育て支援事業の推進																		
(1)通所による事業																		
①	※	時間外保育事業(延長保育事業)	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加に伴う延長保育の必要性に対応するため、保育園で通常の保育時間を延長して保育を実施する事業です(17時以降保育を必要とする子ども)。 事業の提供体制を確保するため、職員の確保及びその処遇の検討を行います。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価	①実施施設数:18園 ②児童数:平均347名/月	①実施施設数:20園 ②児童数:平均385名/月	B:7割以上9割未満	B:継続	保護者の保育へのニーズを把握しつつ、各保育施設において引き続き実施していきます。	保護者の保育へのニーズを把握しつつ、各保育施設において引き続き実施していきます。							
②	※	幼稚園・認定こども園での預かり保育	幼稚園・認定こども園の教育時間終了後に、保護者の希望に応じて時間を延長して教育活動を行う預かり保育を、市の全幼稚園で実施する事業です。今後は、幼児教育・保育の無償化に伴う適切な対応に取り組むとともに、延長保育へのニーズがある中で、保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。	こども保育課	預かり保育実施園	①実施施設数 幼稚園:12箇所 認定こども園:5箇所	①実施施設数 幼稚園:12箇所 認定こども園:5箇所	B:7割以上9割未満	A:拡充	預かり保育へのニーズを把握しつつ、預かり保育の確保をしていきます。	預かり保育へのニーズを把握しつつ、預かり保育の確保をしていきます。							
③	※	一時預かり事業	保護者の就労や疾病その他の理由等による場合や、保護者の入院等に緊急時等に一時に保育を必要とする子どもを対象に、地域子育て支援センターや保育園等で一時預かりを実施する事業です。子育て世帯の要望等に対応した施設や設備の充実を目指し、環境整備に取り組む予定です。	こども保育課	量の見込み及び、提供体制の目標に基づく評価	①実施施設数:7園 ②延べ利用日数:1806日	①実施施設数:8園 ②延べ利用日数:2064日	A:9割以上	B:継続	今後も引き続きニーズを把握しつつ、提供施設の確保等に取り組む予定です。	今後も引き続きニーズを把握しつつ、提供施設の確保等に取り組む予定です。							

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返りと今後の方向性		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度			
								計画策定時(R5)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	実績値 (R5実績値での実績値、あるいはR6の見込値を記載)	達成度	今後の方向性	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果
		④	※	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により、居間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に適切な遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブへの運営を支援する事業です。放課後児童クラブの利用については、保護者会等による運営に応じて必要な助産等を行い、本事業を実施します。さらに、施設設備については小学校の余剰教室の活用について検討を行います。	こども保育課	量の見込み及び提供体制の目標に基づく評価	①放課後児童クラブ実施施設数:44箇所 ②利用人数1,359人 ③一休型放課後児童クラブの実施状況 該当なし	①放課後児童クラブ実施施設数:50箇所 ②利用人数1,500人 ③一休型放課後児童クラブの実施状況 該当なし	放課後児童クラブの拡充を図ったことで、利用人数の増加につながった。	A:9割以上	A:拡充	引き続きニーズ量の把握及び対応をしていきます。	放課後児童クラブ実施施設:51箇所 利用人数:1,401人 一休型放課後児童クラブの実施状況:該当なし	引き続きニーズ量の把握及び対応をしていきます。	放課後児童健全育成事業を実施する事業者等に対し、補助を行い、放課後児童健全育成事業の推進を図るとともに児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ります。 引き続きニーズ量の把握及び対応をしていきます。	放課後児童健全育成事業を実施する事業者等に対し、補助を行い、放課後児童健全育成事業の推進を図るとともに児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ります。 引き続きニーズ量の把握及び対応をしていきます。	放課後児童健全育成事業を実施する事業者等に対し、補助を行い、放課後児童健全育成事業の推進を図るとともに児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ります。 引き続きニーズ量の把握及び対応をしていきます。	放課後児童健全育成事業を実施する事業者等に対し、補助を行い、放課後児童健全育成事業の推進を図るとともに児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ります。 引き続きニーズ量の把握及び対応をしていきます。		
		⑤	※	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	保護者が病気や出産、出張等のため、子どもの養育が一時的に困難になった場合に短期間預かる事業です。児童虐待防止の観点及び保護者が安心して子育てができるよう、事業の充実に取り組んでいます。また、突発的な対応については、対応スタッフの確保が難しいこともあり、連携先と協議しつつ利用の充実に取り組んでいます。	子育て支援課	量の見込み及び提供体制の目標に基づく評価	2施設と連携し、子どもの養育が一時的に困難になった家庭への安定を図った。依頼数の増加に伴い、対応可能な職員の確保が課題となっており、受け入れ可能人数を増やすなど協議が必要である。	B:7割以上9割未満	B:継続	育児疲れからの利用が増えている。関係機関と連携し、家庭の安定をはかっています。	12件5世帯からの申請があった。2施設と連絡を取り合い対応した。	引き続き、関係機関と連携し、家庭の安定をはかっています。	17件4世帯からの申請があった。2施設と連絡を取り合い対応した。	引き続き、関係機関と連携し、家庭の安定をはかっています。 対象年齢の拡大や里親ショートステイについて検討していきます。	37件6世帯からの申請があった。2施設と連絡を取り合い対応した。	引き続き、関係機関と連携し、家庭の安定を図っていく。	引き続き、関係機関と連携し、家庭の安定を図っていく。			
		⑥	※	病児・病後児保育事業	子どもが病気回復期や軽い病気の状態にあるため、保育施設への送迎ができない場合や、保護者の就労や疾病その他の理由等により家庭で看養することができない場合に、子どもを保育する事業です。病児保育のニーズが高まるなか、病児保育の対応施設がないことから、今後、病児保育の受け入れ体制の確保に向けて検討を行います。	こども保育課	量の見込み及び提供体制の目標に基づく評価	①実施施設数:1箇所 ②利用人数(33名)/63名	①実施施設数:1箇所 ②利用人数(33名)/63名	令和4年度までは病後児保育を実施する施設があったが、現在、体調不良児対応型の事業を実施する施設のみとなっているため、病児・病後児保育事業を実施する施設が限られつつある。	D:5割未満	B:継続	病児保育のニーズを把握し、施設の確保に向けて検討を行います。	実施施設数:1箇所 利用人数:50名	病児保育のニーズを把握し、施設の確保に向けて検討を行います。	保育中に体調不良となった児童への緊急対応する保育施設に対し、補助を行い、病児保育事業の推進を図り、児童の福祉の向上を図ります。 病児保育のニーズを把握し、施設の確保に向けて検討を行います。	病児・病後児保育施設実施施設数:0の所 体調不良型保育実施施設数:4箇所 利用人数:1,046名	保育中に体調不良となった児童への緊急対応する保育施設に対し、補助を行い、病児保育事業の推進を図り、児童の福祉の向上を図ります。 病児保育のニーズを把握し、施設の確保に向けて検討を行います。	病児・病後児保育施設実施施設数:0の所 体調不良型保育実施施設数:4箇所 利用人数:1,046名	保育中に体調不良となった児童への緊急対応する保育施設に対し、補助を行い、病児保育事業の推進を図り、児童の福祉の向上を図ります。 病児保育のニーズを把握し、施設の確保に向けて検討を行います。	
		⑦	※	子育て短期支援事業(トワイライトステイ事業)	保護者が残業や休日の仕事等で帰宅が遅くなり、子どもの養育が困難な場合、夜間等に預かる事業です。児童虐待防止の観点及び保護者が安心して子育てをしながら働くことができるよう、受け入れ施設と連携し、事業の充実に取り組んでいます。	子育て支援課	事業の周知及び受け入れ施設の拡大	受け入れ可能施設1施設	受け入れ可能施設2施設以上	受け入れ可能施設が2施設のため、急な対応でも受け入れがやすくなった。依頼数の増加に伴い、対応可能な職員の確保が課題となっており、受け入れ可能人数を増やすなど協議が必要である。	B:7割以上9割未満	B:継続	育児疲れからの利用が増えている。関係機関と連携し、家庭の安定をはかっています。	今年度はショートステイのみの申請であった。	育児疲れから長期休み期間中の利用が予想されるので、関係機関と連携し家庭の安定をはかっています。	12件2世帯からの申請があった。2施設と連絡を取り合い対応した。	引き続き、関係機関と連携し、家庭の安定をはかっています。 対象年齢の拡大や里親ショートステイについて検討していきます。	27件6世帯からの申請があった。2施設と連絡を取り合い対応した。	引き続き、関係機関と連携し、家庭の安定を図っていく。	引き続き、関係機関と連携し、家庭の安定を図っていく。	
		⑧	※	休日保育事業	保護者の就労や疾病、その他の理由等で、日曜・祭日の休日に家庭での保育が困難な子どもを対象に、休日保育を実施する事業です。今後は、休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。	こども保育課	休日保育実施園と各園の内容	①実施施設数:2園 ②児童数:平均58名/月	①実施施設数:2園 ②児童数:平均58名/月	計画目標値である実施施設数を増えなかった。今後は継続して休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行う。	C:5割以上7割未満	B:継続	休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。	実施施設:1園 児童数:平均51名/月	休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。	実施施設:1園 児童数:平均59名/月	休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。	実施施設数:1園 児童数:平均38名/月	休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。	休日保育ニーズに対応した保育士の確保及びその処遇改善の検討を行います。	
②訪問による事業																					
		①	※	乳児家庭全戸訪問事業(にんじは赤ちゃん事業)	生後4か月までの子どもがいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行い、安心できる家庭にすることは、適切なサービスの提供に結びつける事業です。今後は、母子手帳発行時の子育て支援課連絡先登録の徹底や地区担当保健師等による訪問をすることで、未実施世帯の減少に取り組めます。また訪問指導員への研修により、保健指導内容等の向上に取り組めます。	健康推進課	量の見込み及び提供体制の目標に基づく評価	①産婦訪問1045人(実施率99%) ②新生児訪問981人(99%) ③未熟児訪問111人(100%)	量の見込みより932人	産婦訪問947人(95.6%)、新生児訪問963人(96.9%) コロナ禍と同等の実施率に張りつづける。訪問先がコロナに感染したり、濃厚接触者になったり等で訪問時期が遅延してしまっているケースが出てきた。保健師の個々の配慮に対応できるよう一層関与することが必要である。	A:9割以上	B:継続	対象者が感染に不安無く訪問受け入れができるように感染予防対策に留意して実施し、指導員研修会も感染対策を講じて、実施していきます。	産婦訪問948人(98.1%)、新生児訪問978人(96.6%) コロナウイルス感染症の影響にてキャンセルするケースはあったものの、ほとんどの対象者が訪問を希望し、実施することができた。指導員研修会においては、個人情報や指導員研修会等として3回実施し、より実践に役立つ内容のものとした。	新生児訪問を伴走型相談支援の重視の場とする。直接接する中で産婦の困り感を把握しきめ細やかに支援を行っていきます。	引き続き、伴走型相談支援と一体的に実施し、安心して子育てができるよう取り組む。	引き続き、伴走型相談支援と一体的に実施し、安心して子育てができるよう取り組む。	引き続き、伴走型相談支援と一体的に実施し、安心して子育てができるよう取り組む。			
		②	※	養育支援訪問	養育支援が必要な家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する相談指導、助言その他必要な支援を行う。家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を支援する事業です。関係各課との連携をとり、事業の実施に向け取り組んでいます。	子育て支援課	実施に向けた体制を整備したのら評価基準を設定	令和2年度中に実施に向け、協議、事業の性質上目標値の設定は困難	健康推進課と関係機関と連携を取り、養育支援が必要な家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する相談指導、助言その他必要な支援を行うことができました。	B:7割以上9割未満	B:継続	引き続き、要保護児童等を対象に、居宅を訪問し相談助言を中心に支援を行います。ネットワークや健康推進課と連携し取り組めます。	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に対して、家庭訪問にて専門相談支援や育児家事援助を子育て支援課及び健康推進課で実施しました。ケースに応じた課題に、支援機関や支援方法、役割分担を決めて対応しました。要保護児童等延17世帯140名、特定妊婦延5世帯8人	引き続き、要保護児童等を対象に、居宅を訪問し相談助言を中心に支援を行います。ネットワークや健康推進課と連携し取り組めます。	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に対して、家庭訪問にて専門相談支援や育児家事援助を子育て支援課及び健康推進課で実施しました。ケースに応じた課題に、支援機関や支援方法、役割分担を決めて対応しました。要保護児童等延17世帯、159名、特定妊婦延1世帯、4名	引き続き、要保護児童等を対象に、居宅を訪問し相談助言を中心に支援を行います。健康推進課と連携し取り組んでいきます。	引き続き、要保護児童等を対象に、居宅を訪問し相談助言を中心に支援を行います。健康推進課と連携し取り組んでいきます。	引き続き、要保護児童等を対象に、居宅を訪問し相談助言を中心に支援を行います。健康推進課と連携し取り組んでいきます。			
③相談支援																					
		①	※	地域子育て拠点事業	子育てを行う環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の保護者の孤立や悩み等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。今後は、既存事業の充実とともに、子育てに悩みを抱えながらも孤立してしまっている地域の子育て支援事業関係に参加できない保護者の参加促進に取り組めます。	こども保育課	量の見込み及び提供体制の目標に基づく評価	わかば子育て支援センターにおいては「ほんぼこべーびーフーズ」を開催するなど、子育て世代の交流を促進した。また、本事業を実施する民間施設に対し、経費の一部補助を実施した。	B:7割以上9割未満	B:継続	引き続き、施設整備を進めるとともに、令和4年度からの公立保育園での新たな子育て支援施設高専の確保を進め、幅広く子育て世代を支援できるような体制づくりに取り組めます。	感染拡大防止策を講じつつ、1日10組前後の予約制で実施しました。令和4年度からの公立保育園での新たな子育て支援施設高専の確保を進め、幅広く子育て世代を支援できるような体制づくりに取り組めます。	公立保育園での子育て支援拠点事業を幅広い子育て世代が利用できるような体制づくりに取り組めます。また、令和5年度は、木更津市内の子育て支援センターが全てで赤ちゃんを対面にした木更津市子育て支援センターほんぼこべーびーフーズを開催します。	引き続き、幅広い子育て世代が利用できるような体制づくりに取り組めます。また、令和5年度は、木更津市内の子育て支援センターが全てで赤ちゃんを対面にした木更津市子育て支援センターほんぼこべーびーフーズを開催します。	引き続き、幅広い子育て世代が利用できるような体制づくりに取り組めます。また、令和5年度は、木更津市内の子育て支援センターが全てで赤ちゃんを対面にした木更津市子育て支援センターほんぼこべーびーフーズを開催します。	引き続き、幅広い子育て世代が利用できるような体制づくりに取り組めます。また、令和5年度は、木更津市内の子育て支援センターが全てで赤ちゃんを対面にした木更津市子育て支援センターほんぼこべーびーフーズを開催します。					
		②	※	利用者支援事業	子どもや保護者に対して、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談に対する助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に活用できるよう、一人ひとりのニーズに対応した適切な相談支援や情報提供に取り組めます。	健康推進課 子育て支援課	量の見込み及び提供体制の目標に基づく評価	総合相談窓口として、子どもや保護者に対して、子育て支援事業等の情報提供、相談に対する助言等を行うことができました。今後はこども家庭センターと子育て支援課と協力し、引き続き切れ目のない支援を行います。	A:9割以上	B:継続	利用者支援事業「基本型」がR4年度より開始されたこと、既存の「母子保健型」と連携の体制を構築することにより、適時情報共有及び相互で検討を行いました。	利用者支援事業「基本型」と「母子保健型」と連携体制が構築できると、適時情報共有及び相互で検討を行います。	引き続き、利用者支援事業「基本型」に対して、関係機関と連携し、関係各課との連携をはかっています。各ケースと適時、情報共有及び連携を図り、ケース支援を行いました。	引き続き、利用者支援事業「基本型」に対して、関係機関と連携し、関係各課との連携をはかっています。各ケースと適時、情報共有及び連携を図り、ケース支援を行いました。	引き続き、利用者支援事業「基本型」に対して、関係機関と連携し、関係各課との連携をはかっています。各ケースと適時、情報共有及び連携を図り、ケース支援を行いました。	引き続き、利用者支援事業「基本型」に対して、関係機関と連携し、関係各課との連携をはかっています。各ケースと適時、情報共有及び連携を図り、ケース支援を行いました。					
④(4)の他の事業																					
		①	※	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業含む)	小学生までの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の保育等の援助を受けたいことを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。今後は、制度の仕組みを見直すとともに、実施できる提供会員を増やすことで、利用者の増加に取り組めます。	子育て支援課	量の見込み及び提供体制の目標に基づく評価	関係機関と連携し、広報やイベント等での周知により、事業の認知度を高めることができました。依頼員数の増加に伴い、提供会員の不足が課題となっているため、引き続き提供会員の募集の周知を図っていきます。	A:9割以上	B:継続	リフレッシュ目的の予約に対応するため、福祉会館での予約を拡大し、利用しやすい体制を作る。また、金田交流センターで実施していきます。	新型コロナウイルスワクチン接種に伴う予約の増加により、無料を実施しました。育児サポート講習会をDVD視聴形式で開催しました。依頼員数422人、提供会員133人、実施回数1,327回	令和4年度も引き続き、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う予約の増加により、無料を実施しました。育児サポート講習会をDVD視聴形式で開催しました。依頼員数422人、提供会員133人、実施回数1,327回	会員登録数は伸びなかったが、実施回数は増加した。依頼員数422人、提供会員131人、両方会員27人、実施回数は1,613回(ひとり親等への利用助成については、登録者が4世帯、利用者が3世帯、実施回数が9回)	提供会員数、両方会員数は微増であるが会員登録数は全て増加した。依頼員数512人、提供会員137人、両方会員27人、実施回数は1,613回(ひとり親等への利用助成については、登録者が4世帯、実施回数527回、助成回数420回)	提供会員の不足が課題となっているため、広報、HP等により周知を図る。育児サポート講習会を休日に設定し、参加者の増加があれば継続して実施する。	提供会員の不足が課題となっているため、広報、HP等により周知を図る。育児サポート講習会を休日に設定し、参加者の増加があれば継続して実施する。				
		②	※	妊婦健康診査事業	妊婦を対象に14回分の健康診査受診票を交付し、妊娠に伴って生じる疾患の早期発見につなげる事業です。医療機関との連携のもと、受診率の向上に取り組んでいます。また、現状の妊婦健康診査に対し、妊婦の健康状態が把握しづらい状態にあり、マイナーポータル(政府が運営する子育て等のオンラインサービス)の動きとして今後妊婦健康診査の詳細なデータ入力が見込まれる可能性があることから、関係機関に含ませて、適切な時期に妊婦健康診査のデータの改善に取り組めます。	健康推進課	量の見込み及び提供体制の目標に基づく評価	一人当たりの受診回数が増え、妊婦健康診査の望ましい回数に近づいてきた。また、保健師の働きが広がると考えられる。今後妊婦健康診査の望ましい受診回数について妊婦健康診査時に全数指導していく。	A:9割以上	B:継続	引き続き妊婦健康診査時に全員に望ましい妊婦健康診査の受診回数の指導を実施します。	受診診人数は11,894人でした。妊婦健康診査の望ましい回数に近づいてきた。また、保健師の働きが広がると考えられる。今後妊婦健康診査の望ましい受診回数について妊婦健康診査時に全数指導していく。	引き続き妊婦健康診査時に全員に望ましい妊婦健康診査の受診回数の指導を実施します。	引き続き妊婦健康診査時に全員に望ましい妊婦健康診査の受診回数の指導を実施します。	引き続き妊婦健康診査時に全員に望ましい妊婦健康診査の受診回数の指導を実施します。	引き続き妊婦健康診査時に全員に望ましい妊婦健康診査の受診回数の指導を実施します。	引き続き妊婦健康診査時に全員に望ましい妊婦健康診査の受診回数の指導を実施します。	引き続き妊婦健康診査時に全員に望ましい妊婦健康診査の受診回数の指導を実施します。			
		③	※	実費徴収に係る補助給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育園や幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加費等助成を行う事業です。幼児教育の無償化に伴い、幼稚園が徴収する副食費の助成開始するとともに、補助給付の拡大について検討します。	こども保育課	副食費補助給付事業の実施	①副食材料費に要する費用補助人数:未定 ②交付金額:令和元年度より実施	①副食材料費に要する費用補助人数:74人 交付決定:797,571円(R5下半年) 交付決定:1,231,886円(R6下半年) 対象人数:134人 交付金額:2,124,193円 日用品や文房具等に要する費用 対象人数:2人 交付金額:59,470円	B:7割以上9割未満	B:継続	令和3年度についても引き続き実施します。また、日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加費等助成について、補助給付の拡大を行います。	令和4年度についても引き続き実施します。また、日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加費等助成について、補助給付の拡大を行います。	令和5年度についても引き続き実施します。また、日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加費等助成について、補助給付の拡大を行います。	令和6年度についても引き続き実施します。また、日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加費等助成について、補助給付の拡大を行います。	令和5年度についても引き続き実施します。また、日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加費等助成について、補助給付の拡大を行います。	令和6年度についても引き続き実施します。また、日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加費等助成について、補助給付の拡大を行います。				
基本目標3 子どもの健やかな成長への支援の推進																					
(1)心と体の健全育成の推進																					
		①	※	青少年・子育て相談	子どもの様々な悩みや不登校等の問題について、保護者本人、家庭への支援に向け、社会教育指導員による来所相談や電話相談、電話相談の広報・周知活動として相談カードの配布を行っている。また、目標設定・評価が困難。	まなび支援センター	社会教育指導員による来所相談・電話相談の広報・周知活動として相談カードの配布を行っている。また、目標設定・評価が困難。	子どもの不登校や登校しづらいなどの問題について、多くの相談を受けた。ケースによっては、専門の相談機関を紹介する等対応した。	B:7割以上9割未満	B:継続	相談カードの配布	相談カードを作成し、令和3年6月に市内の小中学校、幼稚園、保育園、教育機関等に対し、15,588枚を配布した。	相談カードの配布	相談カードを作成し、令和4年6月に市内の小中学校、幼稚園、保育園、教育機関等に対し、15,272枚を配布した。	相談カードの配布	相談カードを作成し、令和5年6月に市内の小中学校、幼稚園、保育園、教育機関等に対し、15,805枚を配布し、9月にも市内小中学校に10,846枚を再度配布した。	相談カードの配布	相談カードの作成だけでなく、他の周知方法についても検討する。			

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 目標	施策 番号	事業 番号	評価 対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返りと今後の方向性		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度			
								計画策定時(R5)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標値を設定していた場合、 その内容を踏まえ記載)	計画実績値 (R5実績値での実績値、あるいはR6の見込 値を記載)	達成度	今後の方向性	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果
	4	※	子育て講座	地域の子育て中の親子を対象に公立保育園の保育士・栄養士による離乳食、子育ての講座です。 子育て中の保護者の不安や悩みを共有できる交流の場になるよう取り組みます。	こども保育課 P8から子育て支援課も合同	子育て講座の実施		①保育講座3回 参加組数 36組 ②離乳食講座3回 参加組数 19組	①保育講座3回 参加組数 40組 ②離乳食講座3回 参加組数 30組	子育て中の保護者の不安や悩みを共有できる交流の場となるよう子育て講座や保育講座、離乳食講座を実施した。	子育て講座1回(参加組数16組) 保育講座12回(参加組数44組) 離乳食講座4回(参加組数30組)(令和5年度実績)	A: 9割以上	B: 継続	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、保育講座1回が中止となりましたが、感染拡大防止対策を講じつつ、保育講座2回、離乳食講座3回を実施しました。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、保育講座1回が中止となりましたが、感染拡大防止対策を講じつつ、保育講座2回、離乳食講座3回を実施しました。	感染拡大防止対策を講じつつ、子育て講座6回、離乳食講座4回を実施しました。 ①子育て講座6回 ②参加組数46組 ③離乳食講座4回 ④参加組数29組	子育て中の保護者の不安や悩みを共有できる交流の場となるよう、子育て講座10回、離乳食講座4回を予定しています。	子育て中の保護者の不安や悩みを共有できる交流の場となるよう、子育て講座2回、離乳食講座5回を予定しています。			
	5	※	家庭教育学級事業	子どもを持つ保護者を対象に、子育てについての知識を深め、親同士の交流を図ることを目的に、乳幼児期、児童期、思春期の各成長段階に応じた家庭教育学級や子育て講座を各公民館で実施する事業です。また、家庭教育学級の現状把握を行いながら、家庭教育学級の充実に向けた研修会を実施します。 地区によって対象人数が大きく異なることから、今後は、各地区的状況あわせ家庭教育学級や子育て講座の開催に取り組みます。また、各学級の理想に対応した研修内容の検討等、学級生及び職員との協議運営のスキルアップに取り組みます。	公民館	地域において乳幼児と親が孤立しないため、気軽に集える場を提供し、各成長段階に応じた家庭教育学級や子育て講座の実施の回数 R4年度 450回 R5年度 431回 (木更津市第2次基本計画より)	地域において乳幼児と親が孤立しないため、気軽に集える場を提供し、各成長段階に応じた家庭教育学級や子育て講座の実施の回数 R4年度 450回 R5年度 431回 (木更津市第2次基本計画より)	乳幼児と親、小中学生を持つ親、思春期の子どもを持つ親がそれぞれの持つ悩みを解決する場として、また子育てについて学ぶ場を提供する学校として実施した。特に、フリースペースを活用し、乳幼児と親が地域を超えて気軽に集える場を提供した。活動内容についても実施に応じて工夫した。	322回(R5実績) 3,071名	B: 7割以上9割未満	B: 継続	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、乳幼児の家庭教育学級、小中学生の家庭教育学級とも、規模や回数をお縮小して実施した。また、オンラインでの配信にも取り組んだ。令和4年度169回	令和4年3月、家庭教育支援講演会をテーマに発達障害のある子どもの将来を深めるための必要事項を洗い出し、対面とオンライン(ZOOM)で開催し、40名が参加しました。	令和5年3月、家庭教育支援講演会をテーマに発達障害がいへの理解を深めるための必要事項を洗い出し、対面とオンライン(ZOOM)を併用したイベント形式で開催し、48名が参加しました。	令和6年3月、家庭教育支援講演会をテーマに発達障害がいへの理解を深めるための必要事項を洗い出し、対面とオンライン(ZOOM)を併用したイベント形式で開催し、54名が参加した。	地域の実情、特性などに応じた学級・講座を展開する。また、フリースペースなど利用者の拡大も図っていく。	地域の実情、特性などに応じた学級・講座を展開する。また、フリースペースなど利用者の拡大も図っていくのといいたい。				
	6	※	家庭教育支援事業	家庭教育の不安や悩みを解消し、家庭教育力を高めるため、家庭教育支援を行う事業です。 家庭教育支援講演会を実施するとともに、家庭教育推進協議会を開催し、関係各課、機関と連携することで、情報の共有化に取り組みます。	生涯学習課	家庭教育支援講演会参加者数	H30 参加者29名 参加者50名	新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での事業開催が出来ない期間も、オンライン(ZOOM)を活用し家庭教育支援講演会を開催することが出来た。また5回に移行後は対面とオンライン(ZOOM)を併用して開催することで、より参加しやすい環境を整えるよう努めた。	家庭教育支援講演会参加者54名(R5実績)	A: 9割以上	B: 継続	令和4年3月、家庭教育支援講演会をテーマに発達障害のある子どもの将来を深めるための必要事項を洗い出し、対面とオンライン(ZOOM)で開催し、40名が参加しました。	令和5年3月、家庭教育支援講演会をテーマに発達障害がいへの理解を深めるための必要事項を洗い出し、対面とオンライン(ZOOM)を併用したイベント形式で開催し、48名が参加しました。	令和6年3月、家庭教育支援講演会をテーマに発達障害がいへの理解を深めるための必要事項を洗い出し、対面とオンライン(ZOOM)を併用したイベント形式で開催し、54名が参加した。	家庭教育推進協議会を開催し、講演会の開催に向けた内容の検討を行います。	家庭教育推進協議会を開催し、講演会の開催に向けた内容の検討を行います。	家庭教育推進協議会を開催し、講演会の開催に向けた内容の検討を行います。	家庭教育推進協議会を開催し、講演会の開催に向けた内容の検討を行います。			
(3)食育の推進																					
	※		健康推進課	1.6歳児健診・3歳児健診時診察の「主食・主菜・副菜を取り揃えて食べている者」の割合の増加		健康推進課		1.6歳児健診 男児 85.3% 女児 67.3% 3歳児健診 男児 80.4% 女児 57.9% (H30年度)	75.0%以上	継続的な取り組みを行い、バランスのとれた食事をする児童の増加につなげることができた。休むべき時期である幼児期から、健康的な食生活を習得することの重要性を伝えていく。	1.6歳児健診 男児 80.0% 女児 78.9% 3歳児健診 男児 76.1% 女児 82.3% (R5年度実績値)	A: 9割以上	B: 継続	1.6歳児健診 男児 80.0% 女児 78.9% 3歳児健診 男児 76.1% 女児 82.0% (令和3年度)	引き続き、1.6歳児健診・3歳児健診において、主食・主菜・副菜を取り揃えて食べることを意識し、資料を配布し伝える。また、市ホームページに資料を掲載、啓発する。	引き続き、1.6歳児健診・3歳児健診において、主食・主菜・副菜を取り揃えて食べることを意識し、資料を配布し伝える。	引き続き、1.6歳児健診・3歳児健診の個別栄養指導の中で、主食・主菜・副菜を取り揃えて食べることを意識し、資料を配布し伝える。				
	※		健康推進課	妊婦に向けた食教育の実施		健康推進課		妊婦に向けた食教育の実施体制が整う		講座開催に向け令和4年度に試行的に1回、令和5年度から新規事業として通年で開催した。今後も実施を踏まえながら、内容や方法を検討していく。	プレマ講座内での食育についての講話実施 11回81人(R5年度実績)	A: 9割以上	B: 継続	新規事業としてではなく、現在のプレマ講座の意義内での健康推進課事業と内容を検討し、講話内容に栄養士を盛り込んだ実施する。	全てのプレマ講座内で妊婦期の栄養に関する講話を行った。講話の内容は健康推進課の栄養士と検討した指導内容・媒体を使用した。	妊婦中期の妊婦を対象としたマタニティ栄養講座のモデル事業を1回実施した。	妊婦中期の妊婦を対象としたマタニティ栄養講座のモデル事業を1回実施した。	マタニティ栄養講座を定期的に継続して開催した。健康結果と食生活のつながりを中心とした栄養講座を11回81人に実施した。	教室の実施方法を再度検討し、教室をマタニティ講座と改題し、栄養に関する講話を引き続き実施していく。		
	※		こども保育課	食教育実施状況		こども保育課		食教育実施施設数: 17園		季節に合わせた給食や行事食、郷土料理の提供や野菜の栽培・収穫体験やクッキングを通して、食への関心を高めるとともに、園だよりや給食上を通じ、保護者に対して食育の重要性や必要性の周知を図っていく。	食教育実施 17園 (令和5年度実績)	A: 9割以上	B: 継続	感染拡大防止に留意しながら、野菜料理体験やクッキングを通して子どもたちの食への関心を高めるとともに、園だよりや給食上を通じ、保護者に対して食育の重要性や必要性の周知を図っていく。	感染拡大防止に留意しながら、継続して野菜料理体験やクッキング等を通して子どもたちの食への関心を高めるとともに、食に関する講話や相談などを行い、保護者に対して食育の重要性や必要性の周知を図っていく。	継続して栽培・収穫体験やクッキング等を通して子どもたちの食への関心を高めるとともに、食に関する講話や相談などを行い、保護者に対して食育の重要性や必要性の周知を図っていく。	郷土料理提供や大まかな調理の提供や地域の栽培・収穫を学ぶ機会、和食の目的づくり、野菜の栽培や年長組でのクッキングを実施した。 園だよりや給食上を通じ、保護者に対して食育の重要性や必要性の周知を図っていく。	野菜の栽培・収穫体験やクッキングを通して、子どもたちの食への関心を高めるとともに、食に関する講話や相談などを行い、保護者に対して食育の重要性や必要性の周知を図っていく。			
	※		学校教育課	食教育の充実を図る事業		学校教育課		各学校が、食育の全体指導演に基いた指導ができるよう支援をした。外部機関が実施する事前授業を各学校に紹介し、食教育の充実を図った。		各学校が、食育の全体指導演に基いた指導ができるよう支援をした。外部機関が実施する事前授業を各学校に紹介し、食教育の充実を図った。		B: 7割以上9割未満	B: 継続	新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、動画等を活用しながら授業を進めていく。	計画的に割り当てた小学校6校が東カラス(株)と連携してエコクッキングを実施した。	小学校は総合的な学習の時間の時間で食育教育の推進をしていく。	各学校と連携し、小中学校が食育の全体指導演を作成し、計画的な実施が行えるよう取り組みます。	小中学校全30校が食育の全体指導演を作成し、計画的な実施を行うことができた。	小学校での食育教育(特に、3年生以上で年間1回「栽培」・「調理」・「食育」体験学習)を推進していく。		
	1	※	食教育の充実を図る事業	主食・主菜・副菜を基本とし、バランスの良い食事、欠食のない食生活等、小さい頃から健康的な食生活の重要性を子育て世代に伝えていく事業です。 更に子ども達に食事づくりを見せることや、食事づくりに参加させる事等、乳幼児から食育に関心をもち、食育の重要性や必要性を伝え、食育の充実を図ります。 今後、主食・主菜・副菜を基本とし、バランスの良い食事のデモット伝えていくとともに、妊婦期の食事についての効果的な指導方法の検討を行います。また、学校給食についての効果的な指導方法の検討を行います。また、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。		食教育は、各学校の食の指導演に基づき実施されている。各学校での取り組みのための評価が困難		【R5実績値】 ①全ての食の年間指導演の作成 小学校: 6校 中学校: 4校 ②配布資料の発行回数 給食たより 11冊/年 テーマ別たより 11冊/年 ③食育指導教材の提供 指導演 11冊/年 電子黒板用資料 36冊/年 ④給食たよりの発行回数 11冊/年 ⑤給食指導の回数・実施校 実施校数: 21回 実施件数: 645件 (集団・個別) ※資料は、紙からデータ移行し、配布した。また、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。		①全校での食の年間指導演の作成 小学校: 6校 中学校: 4校 ②給食たよりの発行回数 11冊/年 ③食育指導教材の提供 指導演 11冊/年 電子黒板用資料 36冊/年 ④給食たよりの発行回数 11冊/年 ⑤給食指導の回数・実施校 実施校数: 21回 実施件数: 645件 (集団・個別) ※資料は、紙からデータ移行し、配布した。また、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。	A: 9割以上	B: 継続	学校給食については、配食校での給食たより等による情報発信に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい発信方法に取組む。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。	学校給食については、配食校での給食たより等による情報発信に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい発信方法に取組む。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。	学校給食については、配食校での給食たより等による情報発信に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい発信方法に取組む。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。	学校給食については、配食校での給食たより等による情報発信に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい発信方法に取組む。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。	学校給食については、配食校での給食たより等による情報発信に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい発信方法に取組む。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。	学校給食については、配食校での給食たより等による情報発信に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい発信方法に取組む。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。			
	※		学校給食センター	食教育の充実を図る事業		学校給食センター		①全校での食の年間指導演の作成 小学校: 6校 中学校: 4校 ②給食たよりの発行回数 11冊/年 ③食育指導教材の提供 指導演 11冊/年 電子黒板用資料 36冊/年 ④給食たよりの発行回数 11冊/年 ⑤給食指導の回数・実施校 実施校数: 21回 実施件数: 645件 (集団・個別) ※資料は、紙からデータ移行し、配布した。また、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。		①全校での食の年間指導演の作成 小学校: 6校 中学校: 4校 ②給食たよりの発行回数 11冊/年 ③食育指導教材の提供 指導演 11冊/年 電子黒板用資料 36冊/年 ④給食たよりの発行回数 11冊/年 ⑤給食指導の回数・実施校 実施校数: 21回 実施件数: 645件 (集団・個別) ※資料は、紙からデータ移行し、配布した。また、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。	A: 9割以上	B: 継続	学校給食については、配食校での給食たより等による情報発信に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい発信方法に取組む。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。	学校給食については、配食校での給食たより等による情報発信に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい発信方法に取組む。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。	学校給食については、配食校での給食たより等による情報発信に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい発信方法に取組む。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。	学校給食については、配食校での給食たより等による情報発信に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい発信方法に取組む。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。	学校給食については、配食校での給食たより等による情報発信に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい発信方法に取組む。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。	学校給食については、配食校での給食たより等による情報発信に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新しい発信方法に取組む。さらに、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組みます。			
	※		公民館	各種関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供をしていく。		公民館		家庭教育学級・支援等の中で、食育の時間を各1回以上実施し、啓発する		家庭教育学級や子育て世代的講座として、地域地消を活かした調理や無添加食品、発酵食品の活用などを実施し、また、専門家での食育学習を各1回以上実施した。		A: 9割以上	B: 継続	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により対面での実施が困難な状況下で、各回の実施形態や実施方法を検討し、オンライン形式での実施に取り組む。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実習は実施出来なかったが、動画配信や対面形式での実施に取り組む。また、各回の実施形態や実施方法を検討し、オンライン形式での実施に取り組む。	アフターコロナ、ウィズコロナを見据え、実習や講義などいろいろな形で、食育について学ぶ機会を増やしていく。	十分な感染症対策を講じながら、実習形式での実施に取り組む。また、子どもや家庭学習など、食育に関する機会を増やしていく。	感染症対策を講じながら、実習形式での実施に取り組む。また、子どもや家庭学習など、食育に関する機会を増やしていく。	感染症対策を講じながら、実習形式での実施に取り組む。また、子どもや家庭学習など、食育に関する機会を増やしていく。	感染症対策を講じながら、実習形式での実施に取り組む。また、子どもや家庭学習など、食育に関する機会を増やしていく。	
	2	※	保育園施設での園芸づくり事業	子どもが食べ物を育てる喜びや食べる喜びを体験できるよう、保育園での園芸づくりを推進し、園芸で取れた食材は、食育の教材として活用する事業です。今後も、保育園施設での園芸づくりと食育の教材活用の推進に向けた活動に取り組みます。		こども保育課		保育園施設で園芸づくりを行い、季節の食材に親しみたり、クッキングを楽しむ中で、食べる喜びや育てる喜びを感じる活動に取り組む。	保育園施設で園芸づくりを行い、季節の食材に親しみたり、クッキングを楽しむ中で、食べる喜びや育てる喜びを感じる活動に取り組む。	保育園施設で園芸づくりを行い、季節の食材に親しみたり、クッキングを楽しむ中で、食べる喜びや育てる喜びを感じる活動に取り組む。	保育園施設で園芸づくりを行い、季節の食材に親しみたり、クッキングを楽しむ中で、食べる喜びや育てる喜びを感じる活動に取り組む。	A: 9割以上	B: 継続	感染拡大防止に留意しながら、保育園施設での園芸づくりを行い、季節の食材に親しみたり、クッキングを楽しむ中で、食べる喜びや育てる喜びを感じる活動に取り組む。	感染拡大防止に留意しながら、保育園施設での園芸づくりを行い、季節の食材に親しみたり、クッキングを楽しむ中で、食べる喜びや育てる喜びを感じる活動に取り組む。	感染拡大防止に留意しながら、保育園施設での園芸づくりを行い、季節の食材に親しみたり、クッキングを楽しむ中で、食べる喜びや育てる喜びを感じる活動に取り組む。	子どもが食べ物を育てる喜びや食べる喜びを体験できるよう、保育園施設での園芸づくりと食育の教材活用の推進に向けた活動に取り組む。	子どもが食べ物を育てる喜びや食べる喜びを体験できるよう、保育園施設での園芸づくりと食育の教材活用の推進に向けた活動に取り組む。	子どもが食べ物の育てる喜びや食べる喜びを体験できるよう、保育園施設での園芸づくりと食育の教材活用の推進に向けた活動に取り組む。		
	3	※	保育園施設での給食展示事業	子どもや保護者が食への理解を深め、バランスのよい食生活を築いていくことができるよう、保育園給食の展示や給食たよりの配布、試食会等の普及啓発を行う事業です。今後も、保育園給食を食育の入口と捉え、普及啓発に取り組む。		こども保育課		①保育園・認定こども園での給食展示実施施設数: 17園 ②給食たよりの配布回数: 17園 ③試食会の実施回数: 17園	①保育園・認定こども園での給食展示実施施設数: 17園 ②給食たよりの配布回数: 17園 ③試食会の実施回数: 17園	感染拡大防止に留意しながら、年間保育計画に食育に触れる機会を取り入れ実施し、保護者に様子や食育の重要性を伝える。また、給食展示や給食たよりの配布を通して、食育の重要性や必要性を伝える。また、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組む。	①保育園・認定こども園での給食展示実施施設数: 17園 ②給食たよりの配布回数: 17園 ③試食会の実施回数: 17園	A: 9割以上	B: 継続	子どもたちの食への関心を高めるために、保育園施設の下ごしらえ、クッキング等年間保育計画に取り入れ実施するとともに、子どもたちの食育の重要性や必要性を伝える。また、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組む。	子どもたちの食への関心を高めるために、保育園施設の下ごしらえ、クッキング等年間保育計画に取り入れ実施するとともに、子どもたちの食育の重要性や必要性を伝える。また、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組む。	子どもたちの食への関心を高めるために、保育園施設の下ごしらえ、クッキング等年間保育計画に取り入れ実施するとともに、子どもたちの食育の重要性や必要性を伝える。また、関係機関と連携し、食育の重要性や必要性を考慮、深めていく情報提供に取り組む。	子どもや保護者が食への理解を深め、バランスのよい食生活を築いていくことができるよう、保育園給食の展示や給食たよりの配布、試食会等の普及啓発を行う事業です。今後も、保育園給食を食育の入口と捉え、普及啓発に取り組む。	子どもや保護者が食への理解を深め、バランスのよい食生活を築いていくことができるよう、保育園給食の展示や給食たよりの配布、試食会等の普及啓発を行う事業です。今後も、保育園給食を食育の入口と捉え、普及啓発に取り組む。	子どもや保護者が食への理解を深め、バランスのよい食生活を築いていくことができるよう、保育園給食の展示や給食たよりの配布、試食会等の普及啓発を行う事業です。今後も、保育園給食を食育の入口と捉え、普及啓発に取り組む。		

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返りと今後の方向性		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
								計画策定時(R5)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値 (R5末時点での実績値、あるいはR6の見込値を記載)	達成度	今後の方向性	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果
基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備																			
(1)子育て家庭へのサポートの充実																			
①	※	保育施設における子育て相談体制の強化		子育てに関する心配ごとや育児不安の解消を図るため、市立・民間保育施設・子育て支援センターで、未就園児の保護者を含めた保育士による子育て相談を行う施策です。今後は、相談できない人や窓口を知らない人等を考慮した相談窓口の周知を図っていくとともに、増加する相談に対応できる体制の整備に取り組みます。	こども保育課	子育て相談の実施状況	子育て相談をメインに未園児の保護者の数は少ないが園庭開放や市立園への講座等や相談を受けることが多い	公立園に相談担当専任の職員を配置し保護者周知の下で相談業務を実施する	未就園児の保護者を含めた保育士による子育て相談や子育て講座を行い、子育てに関する心配ごとや育児不安の解消を図った。子育て講座1回保育講座12回離乳食講座4回(令和5年度実績)	A:9割以上	B:継続	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止していますが、今後の状況に応じて再開を検討していきます。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況をみながら再開しました。感染の心配から利用者数が伸びませんでした。令和4年度に向けて、利用者支援専門員研修を保育士1名が受講しました。	相談担当の利用者支援専門員を配置し、保護者自認に立った、寄り添い型の支援を展開していきます。	未就園児の保護者を含めた保育士による子育て相談を行い、子育てに関する心配ごとや育児不安の解消を図った。	相談担当の利用者支援専門員を配置し、保護者自認に立った、寄り添い型の支援を展開していきます。	未就園児の保護者を含めた保育士による子育て相談を行い、子育てに関する心配ごとや育児不安の解消を図った。	相談担当の利用者支援専門員を配置し、保護者自認に立った、寄り添い型の支援を展開していく。	
②	※	園庭開放		市内全ての保育施設で園庭や遊具を定期的に開放し、保護者と子どもとの保護者の参加により、親子で遊びや保護者同士の交流、仲間づくりを促進する事業です。園庭開放を知らない保護者がいることから、今後は、園庭開放の周知徹底に取り組みます。また、利用者が増加していることから、誰もが利用しやすい工夫の検討に取り組みます。	こども保育課	園庭開放の実施状況	①実施施設:13園 ②年間実施回数:715 ③参加人数:3890	①実施施設:16園 ②年間実施回数:800 ③参加人数:4000	桜井保育園及びわかば保育園において、週1回園庭開放を実施し、親子の遊びや保護者同士の交流、仲間づくりを促進した。また、園庭開放を実施する民間保育施設に対し、経費の一部補助を実施した。	R5参加人数 113人(桜井保育園及びわかば保育園)	D:5割未満	B:継続	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止していますが、今後の状況に応じて再開を検討していきます。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況をみながら再開しました。感染の心配から利用者数が伸びませんでした。	保育施設で園庭や遊具を定期的に開放し、保護者の参加により、親子で遊びや保護者同士の交流を図った。	園庭開放の周知を図り、誰もが利用しやすい工夫の検討をし、実施していきます。	参加人数 113人(桜井保育園及びわかば保育園)	園庭開放の周知を図り、誰もが利用しやすい工夫の検討をし、実施していく。	
③	※	きざぶネウボウ相談		妊娠、出産、子育て期にわたる様々な総合相談窓口として、面接、電話、メール等で相談を行う施策です。必要に応じて、市の関係部署や関係機関と連携し、支援を行います。今後は、引き続き関係機関との連携強化に取り組みます。	健康推進課	総合相談窓口対応件数の経年変化	電話相談:430件 面接相談:131件 メール相談:3件 計564件(延)	ニーズに応じた体制整備がはかれています	妊婦届出時から子育て期にかけて助産師や保健師が様々な相談に応じた。切れ目ない支援を実施し、必要に応じて、関係部署や関係機関と連携し、支援を実施した。	電話相談:1574件 面接相談:338件 メール相談:1件 オンライン相談:2件 計1544件(延) うち発達に関する相談は、電話相談648件、面接229件、計877件(延)	A:9割以上	D:廃止	相談件数が増加している中、1ケース毎に良い支援ができるよう、引き続き関係部署や機関と連携していきます。	電話相談1204件 面接相談338件 メール相談1件 オンライン相談2件 計1544件(延) うち発達に関する相談は、電話相談648件、面接229件、計877件(延)	年々増加する相談に対して1ケース毎に丁寧に対応できるよう、相談支援体制の見直しをはかっています。	電話相談:1272件 面接相談:307件 メール相談:1件 オンライン相談:0件 計1580件(延) うち発達に関する相談は、電話相談908件、面接252件、計1160件(延)	年々増加する相談に対して1ケース毎に丁寧に対応できるよう、相談支援体制の見直しをはかっています。	電話相談:1574件 面接相談:185件 メール相談:1件 オンライン相談:0件 計1760件(延)	ネウボウ相談事業としては廃止ですが、引き続きことども発達支援課や健康推進課の健康相談として継続して支援していきます。
④		子育てヘルパー派遣事業→産前産後・家事育児サポート事業		保護者の方が出産前後などで家事・育児ができない時、周知から支援が受けにくい家庭を対象に、市と契約を結んだ事業者からヘルパーを派遣し、身の回りのお世話や育児の援助を行う事業です。今後は、事業展開が図れるよう、検討準備を進めます。	子育て支援課	実施に向けた体制を整備したのち評価基準を設定	令和2年度中に実施に向けた協議を完了し、目標値を設定	—	令和4年度6月よりサービスを開始し、事業の周知を図った。登録者は増加しているが、実際の利用に繋がらないことが課題となっている。1回目的利用に繋がらないよう制度、資格方法の検討を行っている必要がある。	—	A:9割以上	A:拡充	今後もニーズを把握し、市民に使いやすいサービスの提供のため、情報収集を行う。	令和4年度中に事業開始できるよう、準備を進めました。	家事育児サポートを派遣し、家事・育児の支援をすることで、産前産後の子育て家庭の身体的・精神的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を目的とした「産前産後・家事育児サポート事業」を開始します。	事業の認知を高めるため、広報、HP等により事業の周知に努めます。	家事育児サポートを派遣することで、家庭の負担軽減し、産後うつ等の予防を図った。登録者数112人 利用件数336件、課税世帯399時間、非課税・多胎児世帯23時間	引き続き広報、HP等により事業の周知を図っていく。申請等の負担を軽減するために、電子申請を先行して行えるよう準備を進める。	
⑤		新規(仮称)マタニティータクシー		出産を目前に控えた方に対して、事前にタクシー会社に連絡先や出産予定病院を登録しておく、陣痛が来た際に病院まで送迎してもらうサービスです。今後は、タクシー会社と協議し、事業展開が図れるよう検討準備を進めます。	健康推進課	タクシー協会向けの定期的な研修会開催と参加者数評価指標とする	令和2年度より研修会を定例化させていく。	年1回の研修会の開催	計画を通し、本地域のタクシー事業者の状況を把握することで、一部協力が可能なタクシー会社があるもの、現段階においては協力の意向についてのニーズを踏まえ、制度及び周知方法の検討を行っている必要がある。	—	C:5割以上7割未満	D:廃止	研修会を通して、妊婦を受け入れられるタクシーが増えつつあるように働きかけをしています。	研修会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため未実施。市からの問い合わせ時には、タクシー利用の際の注意事項などを説明した。	研修会の開催を検討するなど、妊婦を受け入れられるタクシーが増えるよう働きかけをしています。	妊産婦のタクシー乗車については、協力的なタクシー会社を紹介することから、妊婦へのタクシー乗車に当たっては、妊婦へのタクシー乗車に当たっての注意事項等の教育を実施していきます。	妊産婦から相談があった際には、妊産婦のタクシー乗車に当たっての注意事項等の教育を行っていく。		
⑥		新規 子育て応援スポット推進事業		授乳やおむつ交換等のスペースの確保や乳幼児を連れて外出がしやすい環境を整備されている等、子育て世代への配慮ができる施設を「子育て応援スポット」として登録・拡大する事業です。今後は、市民に周知することで、子育て世代が安心して外出できる環境の整備を進めます。	子育て支援課	実施に向けた体制を整備したのち評価基準を設定	—	令和2年度の状況で目標設定を実施	子育て応援スポットの登録申請書及び承認を実施した。子育て世代の関心が高まっていることに加え、制度及び周知方法の検討を行っている必要がある。	—	C:5割以上7割未満	B:継続	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、子育て応援スポットへの働きかけを行う。	新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和3年度は積極的な働きかけは行いませんでした。	新型コロナウイルス感染症の流行により、各施設の対応も変化している可能性があるため、再度、該当施設に状況確認をいたします。	今年度も感染症の状況を踏まえ、「子育て応援スポット」の登録に向けて協力事業所へ働きかけを行う。	1施設から新たに登録申込があり調査及び承認することとし、あわせて、2年ごとを目途としている。登録施設が申請時と同様の設備を維持しているかの確認を実施した。		
⑦		新規 こどもおもちゃ基地事業		公共施設を会場に定期的に遊具等を設置し、子育て世代が交流しながら、親子で遊ぶことや子育ての相談ができる場を提供する事業です。遊びスタッフと一緒に親子で遊ぶ経験を通じて、親子が子どもの年齢にあった遊びや、好奇心を満たす遊びや必要な遊び、子供の育児のヒントになるような働きかけます。	子育て支援課	参加者数およびアンケートによる満足度	—	参加者アンケートによる満足度	新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業運営は見合わせた。見合わせ中に類似事業が実施されており、内容の共有を行った上で今後の事業について検討してまいります。	—	E:未実施	E:未実施	新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら事業運営を検討します。	新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業運営は見合わせました。	新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら事業運営を検討します。	新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業運営の検討は見合わせました。	新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業運営の検討は見合わせました。	新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら事業運営を検討します。	
⑧		新規 児童館の設置に向けた検討		子育て世代の交流、子どもの遊び場の提供ができる児童館の設置に向けた検討をします。	子育て支援課	検討段階であることから評価は困難としたのち評価指標を設定	—	令和2年度の状況で目標設定を実施	新型コロナウイルス感染症の拡大により、親子が集まる施設の拡充も縮小している状況のため、児童館の設置に向けた検討には至らなかった。基本構想等の意向を踏まえ、今後の方向性を検討してまいります。	—	E:未実施	C:縮小	新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら事業運営を検討します。	新型コロナウイルス感染症の拡大により、児童館の設置に向けた検討には至らなかった。	新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら事業運営を検討します。	新型コロナウイルス感染症の拡大により、児童館の設置に向けた検討には至らなかった。	基本構想等の意向を踏まえ、本市に有効な施設整備の検討を図っていく。		
⑨	※	多胎児家庭への相談体制の整備		育児の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎児家庭を支援するため、産前・産後における自身の育児の相談支援を行います。今後は、多胎児家庭に対する子育て支援サービスの整備をすすめます。	健康推進課	—	—	令和2年度の状況で目標設定を実施	多胎児家庭の育児負担が軽減するよう産前産後・家事育児サポート事業において多胎児家庭が利用しやすいよう事業展開した。保健指導媒体ふたご手帳を活用することで保健指導の充実を図った。	—	B:7割以上9割未満	B:継続	産後ケアの多胎児加算をなくして多胎児もつたがサービスを受けやすくなります。また、引き続き、指導媒体「ふたご手帳」を活用してまいります。	保健指導媒体「ふたご手帳」を活用し、多胎児家庭への支援を行っています。	引き続き、「産前産後・家事育児サポート事業」の活用促進や「ふたご手帳」を活用し、多胎児家庭への支援を行っています。	妊婦届出時から「産前産後・家事育児サポート事業」の案内を行った。また多胎の妊婦が利用した時点で「ふたご手帳」を交付し、多胎児家庭への支援を行うことができた。	引き続き、「産前産後・家事育児サポート事業」の活用促進や「ふたご手帳」を活用し、多胎児家庭への支援を行っています。		
(2)子育て情報の提供																			
①	※	子育て情報提供・発信の一元化		子育てサービスの内容や各種制度についての情報を、広報紙「きざぶ」や市のホームページ(「子育て応援サイト」)等により、情報発信する事業です。今後も、定期的な情報発信、情報の整理及び、サイトの周知も取り組みます。	子育て支援課	子育て応援サイト閲覧数の推移	令和元年度の子育て応援サイト閲覧数 18,771件 月平均 1,564件	令和6年度中の子育て応援サイト閲覧数 24,000件 月平均 2,000件	子育て応援サイトの閲覧数は令和5年度時点では目標値に達しなかった。引き続き情報の更新を適時行うと共に、令和5年度より導入された母子手帳アプリ(健康推進課)を活用し、並行して情報発信を行う必要があると考える。	令和5年度中の子育て応援サイト閲覧数 21,363件 (旧子育て応援サイト17,323件、新子育て応援サイト4,040件)	B:7割以上9割未満	B:継続	引き続き、タイムリーな情報発信をすることで、市内・市外からの子育てに関する情報の収集に努めます。	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、様々な子育て関連事業の追加や変更があり、その都度子育て応援サイトを更新しました。	子育て応援サイトの子育て関連事業や情報の更新を適時行うと共に、Twitterやフェイスブックなども活用して情報発信を行いました。	子育て応援サイトの子育て関連事業や情報の更新を適時行うと共に、令和5年度より導入された母子手帳アプリ(健康推進課)を活用し、併せて情報発信を行いました。	引き続き、子育て応援サイト、Twitter、フェイスブックなどを活用すると共に、令和5年度より母子手帳アプリを導入(健康推進課)した際は、関係各課が連携し、月齢や対象者に応じた子育て情報を提供していく。		
(3)小児医療に関する体制整備等の充実																			
①	※	小児医療に関する適正な医療受診への啓発		小児救急医療について、関係機関との連携のもと、子どもの急病や怪我等で備えた体制の整備を図る事業です。今後は、母子健康手帳発行時や乳幼児健診等において、「#8000」や「こどもの救急ホームページ」を、救急体制の周知等、適正医療に向けた普及啓発の強化に取り組みます。	健康推進課	体制整備に向けた取り組み状況 / 「小児救急電話相談」の周知状況	広城市町村圏事務組合地域救急医療協議会に継続して参加 / 「#8000」周知度 84.2%(乳児健診時H30年度)	君津都市広域市町村圏事務組合地域救急医療協議会に継続して参加 / 「#8000」の認知度 90%以上	君津都市広域市町村圏事務組合地域救急医療協議会に継続して参加し、「#8000」の認知度は、年々増加傾向にあるが「#8000」の認知度は低い状態である。	R5実績 #8000の認知度 89.2%	B:7割以上9割未満	B:継続	感染症まん延状況を踏まえ、広域市町村圏事務組合地域救急医療協議会に参加する。	引き続き、感染症まん延状況を踏まえ、広域市町村圏事務組合地域救急医療協議会に参加する。	引き続き、感染症まん延状況を踏まえ、広域市町村圏事務組合地域救急医療協議会に参加する。	引き続き、感染症まん延状況を踏まえ、広域市町村圏事務組合地域救急医療協議会に参加する。	引き続き、感染症まん延状況を踏まえ、広域市町村圏事務組合地域救急医療協議会に参加する。		
②	※	周産期医療との連携強化		ハイリスク妊婦や新生児に早期から適切に対応するため、周産期医療を行う関係機関との連携を図る施策です。今後は、NICU会議を通じ、NICU機能がある医療機関及び関係機関との連携強化に取り組む。	健康推進課	NICU会議への参加状況	NICU会議への参加回数 3回 / 年(H30年度)	定期的なNICU会議への参加ができる	NICU会議に出席し、周産期医療を行う関係機関と連携を図ることができた。	R5年度実績: NICU会議2回開催され、2回出席	A:9割以上	B:継続	NICU会議へ参加し、情報の共有や支援方法を検討する。NICUマミーを活用し、情報の共有・継続した支援を行う。	NICU会議は書面開催2回、Zoom会議1回開催し、津津中央病院、保健所と情報共有を図った。また、管内行政機関(津津中央病院)との連携をスムーズにするため「連絡体制フロー」を作成した。	引き続きNICU会議へ参加し、情報の共有や支援方法を検討する。NICUマミー、連絡体制フローに関する情報共有・継続した支援を行う。	NICU会議を通じて津津中央病院、保健所と情報共有や支援方法を検討した。また、NICU会議のより良いあり方について、保健所を中心に検討した。	NICU会議に2回参加した。随時サマリーやNICU会議を通じて津津中央病院、保健所と情報共有や支援方法を検討する。	本年度より津津中央病院NICU及び君津保健所管内母子保健担当者連絡会となり、一部出席者が変更になるが、引き続き情報共有や支援方法を検討する。	
(4)子育て家庭の経済的負担の軽減																			
①		特定不妊治療費助成		不妊症のために特定妊治療を受けた夫婦に対し、その費用の一部を助成する事業です。妊治療に伴う経済的負担の軽減を図るとともに、安心して妊・産・出でできる体制の周知も取り組みます。	健康推進課	助成事業のため目標設定・評価困難	—	—	令和4年4月より人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微鏡授精等の「生殖補助医療」について新たに保険適用となった。「生殖補助医療」については、妊婦から妊婦に届くまでの一連の基本的な診療は全て保険適用されたことにより、助成対象者が減少した。	—	B:7割以上9割未満	C:縮小	医療保険対象外であり高額な治療費がかかる不妊治療に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療費に係る費用の一部を助成する。	申請件数160件(夫婦102組) 10,895,000円助成	引き続き、医療保険対象外であり高額な治療費がかかる不妊治療に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療費に係る費用の一部を助成する。	申請件数91件(夫婦63組) 5,994,000円助成	引き続き、医療保険対象外であり高額な治療費がかかる不妊治療に対し、経済的負担の軽減を図るため、治療費に係る費用の一部を助成する。	申請件数11件(夫婦9組) 427,000円助成	
②		妊婦・乳児健康診査費助成		市が委託した医療機関等で、妊婦及び乳児の健康診査を受ける際に必要な費用を助成する事業です。乳児健診の受診率が低いことから、今後は、関係機関と連携し、健康推進課等の事業内での乳児健診の助成等の使用についての周知等、乳児健康診査の周知徹底に取り組む。	健康推進課	助成事業のため目標設定・評価困難	—	—	乳児健康診査受診率利用率は低かった。各事業での周知の他、R5から子どもへのタイムリーなプッシュ配信を行っており、今後の効果が表れてくると思われる。	—	C:5割以上7割未満	B:継続	引き続き、乳児健康診査受診率利用率は、1492件、受診率利用率は62.3%とほぼ横ばいでした。昨年同様、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による乳児健康診査の受診率を控える保護者がいることによる影響も推測されます。	引き続き、乳児健康診査受診率利用率は、1423件、受診率利用率は66.1%と増加しています。コロナによる受診控えが改善できていると推測します。	引き続き、乳児健康診査受診率利用率は、1423件、受診率利用率は66.1%と増加しています。コロナによる受診控えが改善できていると推測します。	引き続き、乳児健康診査受診率利用率は、1423件、受診率利用率は66.1%と増加しています。コロナによる受診控えが改善できていると推測します。			

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本 項目	施策 番号	事業 内容	実施 項目	実施 内容	担当 課	評価の 考え方	2期計画目標値		2期計画振り返りと今後の方向性		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度			
							計画 年度定時(R5)	最終 年度(R6)	振り返り 結果 (計画目標を設定していた場合、 その内容を踏まえ記載)	計画実績 値 (R5実績値での実績 値、あるいはR6の見込 値を記載)	達成度	今後の 方向性	取組 内容	実績 結果	取組 内容	実績 結果	取組 内容	実績 結果	取組 内容	実績 結果
	3	DV対策事業		配偶者等からの暴力を受けている女性等を警察や千葉県女性サポートセンター、君津健康福祉センター等の関係機関と連携し、保護・支援活動を行う事業です。また、子育て支援課において母子・父子自立支援員兼婦人相談員等による相談活動を行います。相談内容が複雑化・多様化していることから、今後は、研修参加や業務の中で、相談担当者の更なる知識・相談対応力の向上に取り組めます。	子育て支援課	施策の性質上評価や目標値の設定が困難である。														
②発達を支援する環境の充実																				
	1	※ 未熟児をもつ保護者の会(すくすく子育ての会)		未熟児をもつ保護者に対し、同じような境遇にある者同士の集まる場の提供や、専門的な知識を提供することで、保護者が育児への不安や悩み等が軽減できるような支援を実施する。今後は、保護者が安心して参加でき、対象者のニーズに応じた支援ができるよう、関係機関と連携し、支援の充実に取り組めます。	健康推進課	参加者数の経年変化														
	2	※ 親子教室		子どもの発達や育児に悩みを抱えた幼児の親子を対象に、集団授業を開催し、子どもの関わり方や子育てを保護者とともに考える事業です。今後は、保護者の育児不安を解消し、子どもが心理的に安定した乳幼児期を過ごすよう、支援の拡充に取り組めます。また、地域別の出張型教室、療育開始に至るまでの機能を果たす教室の開催を検討します。	こども発達支援課	親子教室の開催回数および参加者数の経年変化 ※R6よりこども発達支援課														
	3	※ 発達に関する個別相談・指導		子ども相談事業においては、子どもの発達や育児の相談に発達相談員が応じ、家庭等における配慮事項や具体的な子育て方法について助言を行います。また、通時、電話や面接等より個別相談を実施します。今後は、子どもにどのような支援が必要かを見極めるため、専門職の拡充とともに、所属先や他機関との連携を充実させ、保護者が安心して支援を受けられるよう、個別相談を行います。また、交通事情で来所が難しい方を対象とした出張型の支援を検討します。	こども発達支援課	こども相談利用者の数の経年変化														
	4	※ 障がい児療育支援事業		身近な地域での療育指導や療育相談を実施することにより、在宅障がい児の障がいの軽減及び家族への支援を図る事業です。障がい児になる子への相談体制が充実したことにより相談者が増えていることから、今後は、相談対応や療育の向上に取り組めます。	こども発達支援課	給付事業のための評価困難。														
	5	児童発達支援		障がい児に対し、児童発達支援センターへの通所利用によって、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等の療育を行う事業です。利用者が増えていることから、今後も、支援の充実に取り組めます。	障がい福祉課・こども発達支援課	※R6よりこども発達支援課														
	6	保育所等訪問支援		保育所等に入园中の障がい児や今後入园予定の障がい児に対し、児童発達支援センターの支援員が保育所に訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進する事業です。利用者が増えていることから、今後は、支援についての周知の強化とともに、利用しやすい工夫の検討に取り組めます。	障がい福祉課・こども発達支援課	※R6よりこども発達支援課														
	7	※ 幼児言語教室運営事業		言語の発達に課題のある就学前の子どもに対し、指導員による言葉の相談や指導等を実施する事業です。支援施設や病院等関係機関に連携しながら本教室の併用を希望するケースが増えていることから、今後は、関係機関との連携強化を図り、相談内容がより充実した対応や指導の質の向上に取り組めます。	こども発達支援課	幼児言語教室の相談利用者の推移														
③障がい児をもつ家庭への支援																				
	1	※ 障害児保育事業		市内の全ての保育園において、保護者の就労や疾病等で、保育の必要性のある集団保育が可能な障がい児のある児童の保育を行う事業です。障害認定までに至らない乳幼児の入園が増えていることから、今後は、関係機関等と連携し、更新者に対しては、保育が進められよう適切な体制づくりに取り組めます。	こども保育課	障害児保育の実施状況と推移														
	2	障がい児福祉サービス		在宅での介護や、日常生活・集団生活への適応指導等を必要とする障がい児に対して、ホームヘルプサービスや短期入所等の支援を行う事業です。障がい児を擁する家庭や介護施設が近隣にないことから、今後は、関係機関と連携して支援を検討します。	障がい福祉課	給付事業のための評価困難。														
	3	放課後等デイサービス		学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中での生活能力向上のための訓練等を継続的に行う事業です。保護者のレスパイト(休息)のため、利用者が増えていることから、今後は、関係機関と連携して支援の充実に取り組めます。	障がい福祉課・こども発達支援課	※R6よりこども発達支援課														
	4	育成医療		身体上の障がいや有する児童や将来機能が低下を懸念する児童を有する児童に対し、医療費の軽減を行う制度です。申請者が少ないことから、今後は、医療機関や市のホームページ等を通じた周知の強化を図るとともに、更新者に対しては、必ず更新するよう案内状の配布に取り組めます。	障がい福祉課	給付事業のための評価困難。														
	5	障害児福祉手当		生活の安定と福祉の増進に向け、20歳未満の在宅の重度障がい児に対し、手帳を交付する制度です。ただし、施設入所者や年金受給者は除くこととし、所得制限があります。対象者に申し渡されなく案内をすることが、今後は、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組めます。	障がい福祉課	給付事業のための評価困難。														
	6	心身障害児福祉手当		20歳未満の障がい児を看護している方に対し、当該障がい児の生活の安定と福祉の増進を図るために手帳を交付する制度です。ただし、障害児福祉手当を受給している児童は除きます。対象者に申し渡されなく案内をすることが、今後は、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じた周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、必ず更新するよう案内状の配布に取り組めます。	障がい福祉課	給付事業のための評価困難。														

第2期 木更津市子ども・子育て支援事業計画進捗管理シート

基本目標	施策	事業番号	評価対象	施策項目	施策内容	担当課	評価の考え方	2期計画目標値		2期計画振り返りと今後の方向性		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
								計画策定時(R元)	最終年度(R6)	振り返り結果 (計画目標を設定していた場合、その内容を踏まえ記載)	計画実績値 (R5実績点での実績値、あるいはR6の見込値を記載)	達成度	今後の方向性	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容	実績結果	取組み内容
		7		特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児を家庭で看護している方に対し、当該障がい児の福祉の増進を図るために手当を給付する制度です。ただし、施設入所者や年金受給者は除くこととし、所得制限があります。対象者に申し渡れなく案内をすることがあることから、今後も、新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じて周知強化と窓口対応を行うとともに、更新者に対しては、制度の案内に取り組みます。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			新規対象者に対して、市のホームページ等を通じて周知強化を図りました。更新者に対しては、更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組みました。	A: 9割以上	B: 継続	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じて周知強化を図りました。更新者に対しては、更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組みました。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じて周知強化と窓口対応を行いました。更新者に対しては、更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組みました。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じて周知強化と窓口対応を行いました。更新者に対しては、更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組みました。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じて周知強化と窓口対応を行いました。更新者に対しては、更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組みました。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じて周知強化と窓口対応を行いました。更新者に対しては、更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組みました。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じて周知強化と窓口対応を行いました。更新者に対しては、更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組みました。	新規対象者に対しては、市のホームページ等を通じて周知強化と窓口対応を行いました。更新者に対しては、更新者に対しては支給が途切れないよう案内に取り組みました。	
		8		補装具の交付・修理事業	身体障害者手帳を所持する児童の障がいの程度に応じて、義肢・装具・補聴器・車いす・歩行器・つえ等の購入・修理に要した費用を補助する制度です。ただし、一部自己負担金があります。対象者に申し渡れなく案内をすることがあることから、今後も、希望者が制度を利用できるように、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			新規対象者に対して、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行うとともに、修理希望者に対しても同様に、制度の案内を漏れなく行いました。	A: 9割以上	B: 継続	新規対象者に対しては、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行うとともに、修理希望者に対しても同様に、制度の案内を漏れなく行いました。	新規対象者に対しては、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行うとともに、修理希望者に対しても同様に、制度の案内を漏れなく行いました。	新規対象者に対しては、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行うとともに、修理希望者に対しても同様に、制度の案内を漏れなく行いました。	新規対象者に対しては、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行うとともに、修理希望者に対しても同様に、制度の案内を漏れなく行いました。	新規対象者に対しては、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行うとともに、修理希望者に対しても同様に、制度の案内を漏れなく行いました。	新規対象者に対しては、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行うとともに、修理希望者に対しても同様に、制度の案内を漏れなく行いました。	新規対象者に対しては、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行うとともに、修理希望者に対しても同様に、制度の案内を漏れなく行いました。	新規対象者に対しては、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行うとともに、修理希望者に対しても同様に、制度の案内を漏れなく行いました。
		9		日常生活用具の給付・貸与事業	在宅の身体障害者手帳を所持する児童に対し、障がいの程度に応じて、特殊マット・訓練用ペット・便器・入浴補助用具・住宅改修等の給付や貸与を行う制度です。対象者に申し渡れなく案内をすることがあることから、今後も、希望者が制度を利用できるように、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			新規対象者に対して、手帳取得時に対象となる用具類の案内を漏れなく行いました。	A: 9割以上	B: 継続	新規対象者に対して手帳取得時に対象となる用具類の案内を行います。	新規対象者に対して、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行いました。	新規対象者に対して、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行いました。	新規対象者に対して、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行いました。	新規対象者に対して、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行いました。	新規対象者に対して、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行いました。	新規対象者に対して、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行いました。	新規対象者に対して、手帳取得時に対象となる用具類の案内を行いました。
		10		紙おむつの給付事業	在宅の重度障がいがあり、寝たきりや常時失禁状態にある3歳以上の児童に対し、紙おむつを給付する制度です。対象者に申し渡れなく案内をすることがあることから、今後も、希望者が制度を利用できるように、手帳取得時に事業の案内を行います。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化を図りました。	A: 9割以上	B: 継続	新規対象者に対して手帳取得時に制度の案内を行い、周知の強化に取り組みます。	手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化を図りました。	新規対象者に対して手帳取得時に制度の案内を行い、周知の強化に取り組みます。	手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化を図りました。	新規対象者に対して手帳取得時に制度の案内を行い、周知の強化に取り組みます。	手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化を図りました。	新規対象者に対して手帳取得時に制度の案内を行い、周知の強化に取り組みます。	手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化を図りました。
		11		その他の福祉サービス	身体障害者手帳又は療育手帳の所持者に対し、障がいの程度により、税制上の特別措置をはじめ、電車・バス・航空料金の割引、有料道路料金の割引、福祉タクシー券のサービス等を提供する制度です。対象者に申し渡れなく案内をすることがあることから、今後も、希望者が制度を利用できるように、手帳取得時にサービスの案内を行います。	障がい福祉課	給付事業のため評価困難。			手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化を図りました。	A: 9割以上	B: 継続	手帳新規取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化に取り組みます。	手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化を図りました。	手帳新規取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化に取り組みます。	手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化を図りました。	手帳新規取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化に取り組みます。	手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化を図りました。	手帳新規取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化に取り組みます。	手帳取得時及び程度変更時に、制度の案内を行い、周知の強化を図りました。
(4)ひとり親家庭への支援																				
		1		ひとり親家庭に対する自立支援の充実	ひとり親家庭等の自立支援に向け、各種相談やサービス利用、問題解決に向けた支援を行う施策です。また、安定した職と収入の確保によるひとり親家庭の自立を目指し、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を行います。今後も、ひとり親家庭に対する自立支援のため、ハローワーク等と連携し、技術研修や資格取得後、就職に結びつこう支援の充実に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため評価困難。			対象者への給付金の支給及び、事前相談に対応することで、ひとり親家庭の資格取得による自立支援に努めます。	B: 7割以上9割未満	B: 継続	母子家庭等の生活の安定を図るため、就職に有利な資格取得を目的に自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を給付することで、資格取得後の経済的自立と生活意欲向上を促します。	対象者への給付金の支給及び、事前相談に対応することで、ひとり親家庭の資格取得による自立支援に努めます。令和5年度も引き続き適切な対応に努めます。	母子家庭等の生活の安定を図るため、就職に有利な資格取得を目的に自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を給付することで、資格取得後の経済的自立と生活意欲向上を促します。	対象者への給付金の支給及び、事前相談に対応することで、ひとり親家庭の資格取得による自立支援に努めます。令和5年度も引き続き適切な対応に努めます。	母子家庭等の生活の安定を図るため、就職に有利な資格取得を目的に自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を給付することで、資格取得後の経済的自立と生活意欲向上を促します。	対象者への給付金の支給及び、事前相談に対応することで、ひとり親家庭の資格取得による自立支援に努めます。令和5年度も引き続き適切な対応に努めます。	母子家庭等の生活の安定を図るため、就職に有利な資格取得を目的に自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を給付することで、資格取得後の経済的自立と生活意欲向上を促します。	
		2		児童扶養手当	父兄の離婚等で、父又は母と生計を同じっていないひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的とし、児童扶養手当を支給する制度です。今後も、制度の周知強化に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため評価困難。			引き続き、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るため、広報、HP等により制度の周知、申請方法の案内に努め、その他の相談等があれば関係機関につなげ、総合的な支援を行います。	B: 7割以上9割未満	B: 継続	引き続き、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るため、広報、HP等により制度の周知、申請方法の案内に努め、その他の相談等があれば、関係機関につなげ、総合的な支援を行います。	ひとり親家庭等の父母等へ児童扶養手当支給に係る書類の受理及び審査し、手当を支給しました。支給対象者892人(R4.3末)	引き続き、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るため、広報、HP等により制度の周知、申請方法の案内に努め、その他の相談等があれば、関係機関につなげ、総合的な支援を行います。	ひとり親家庭等の父母等へ児童扶養手当を支給しました。支給対象者883人(R5.3末)	引き続き、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るため、広報、HP等により制度の周知、申請方法の案内に努め、その他の相談等があれば、関係機関につなげ、総合的な支援を行います。	ひとり親家庭等の父母等へ児童扶養手当を支給しました。支給対象者879人(R6.3末)	引き続き、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るため、広報、HP等により制度の周知、申請方法の案内に努め、その他の相談等があれば、関係機関につなげ、総合的な支援を行います。	ひとり親家庭等の父母等へ児童扶養手当を支給しました。支給対象者2,244人
		3		ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とし、ひとり親家庭の父母等及びその児童に対し、医療費補助範囲内において、医療費、調剤費等の一部を助成する制度です。今後も制度の周知強化に取り組みます。	子育て支援課	助成事業のため評価困難。			引き続き、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費等の助成を行う。引き続き、制度の周知及び申請方法の案内を実施し、利用者が増えるよう活用できる体制を整備していく。	B: 7割以上9割未満	B: 継続	引き続き、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し、医療費等の助成を行うとともに、広報、HP等により制度の周知、申請方法の案内に努めます。	ひとり親家庭等の父母等及びその児童に対し医療費等の一部を助成を行い、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減と健康向上を図りました。広報、HP等により制度の周知、申請方法の案内に努めます。支給資格者 1,292人	引き続き、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し、医療費等の助成を行うとともに、広報、HP等により制度の周知、申請方法の案内に努めます。	ひとり親家庭等の父母等及びその児童に対し医療費等の一部を助成を行い、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減と健康向上を図りました。広報、HP等により制度の周知、申請方法の案内に努めます。支給資格者 1,346人	引き続き、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し、医療費等の助成を行うとともに、広報、HP等により制度の周知、申請方法の案内に努めます。	ひとり親家庭等の父母等及びその児童に対し医療費等の一部を助成を行い、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減と健康向上を図りました。広報、HP等により制度の周知、申請方法の案内に努めます。支給資格者 2,244人	引き続き、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し、医療費等の助成を行うとともに、広報、HP等により制度の周知、申請方法の案内に努めます。	ひとり親家庭等の父母等及びその児童に対し医療費等の一部を助成を行い、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減と健康向上を図りました。広報、HP等により制度の周知、申請方法の案内に努めます。支給資格者 2,244人
		4		相談体制の整備	母子・父子自立支援員兼婦人相談員や相談担当者が、家庭の状況に応じて、児童の養育、資金の貸付け等の相談に応じます。相談内容が複雑化・多様化していることから、今後も研修参加や業務の中で、更なる知識や相談技術の向上に取り組みます。	子育て支援課	研修の参加回数	研修会参加回数	研修会参加回数	ZOOMでの研修開催もあり、母子・父子自立支援員2名は5回、こども家庭相談員・家庭相談員5名はのべ5回の研修参加を行いました。	令和5年度は母子・父子自立支援員2名は5回、こども家庭相談員・家庭相談員5名はのべ5回	B: 7割以上9割未満	B: 継続	引き続き、各種研修に参加し、相談技術の向上、スキルアップに努めます。	令和3年度は3回の研修参加を行いました。(母子・父子自立支援員2名の合計)	引き続き、各種研修に参加し、相談技術の向上、スキルアップに努めます。	令和4年度は母子・父子自立支援員2名については2回、こども家庭相談員5名についてはのべ9回の研修参加を行いました。	引き続き、各種研修に参加し、相談技術の向上、スキルアップに努めます。	令和5年度は母子・父子自立支援員2名については5回、こども家庭相談員・家庭相談員5名についてはのべ6回の研修参加を行いました。	引き続き、各種研修に参加し、相談技術の向上、スキルアップに努めます。
		5		母子父子等福祉基金の貸付	母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭に対し、就学支度資金や修学資金等の貸付に関する相談を行う制度です。今後も、ひとり親家庭等に対して、制度の周知強化に取り組むほか、貸付が利用できない場合等には、必要に応じて、別の社会資源の紹介を行います。	子育て支援課	給付事業のため評価困難。			令和5年度に関しては母子・父子等福祉基金貸付の対象者は1名、相談者には必要に応じて、他の制度の紹介を行いました。	B: 7割以上9割未満	B: 継続	母子家庭等への経済的自立を支援するため、引き続き各種福祉基金貸付の受付事務やその他の制度の紹介等を行います。令和4年度も引き続き適切な対応に努めます。	令和3年度に関しては母子・父子等福祉基金貸付の対象者はおりませんが、相談者には必要に応じて、他の制度の紹介等を行いました。令和4年度も引き続き適切な対応に努めます。	母子家庭等への経済的自立を支援するため、引き続き各種福祉基金貸付の受付事務やその他の制度の紹介等、相談支援に努めます。	令和4年度に関しては母子・父子等福祉基金貸付の対象者は1名でした。相談者には必要に応じて、他の制度の紹介等を行いました。令和4年度も引き続き適切な対応に努めます。	母子家庭等への経済的自立を支援するため、引き続き各種福祉基金貸付の受付事務やその他の制度の紹介等、相談支援に努めます。	令和5年度に関しては母子・父子等福祉基金貸付の対象者は1名、相談者には必要に応じて、他の制度の紹介等を行いました。令和6年度も引き続き適切な対応に努めます。	母子家庭等への経済的自立を支援するため、引き続き各種福祉基金貸付の受付事務やその他の制度の紹介等、相談支援に努めます。	
		6		遺児手当	父か母が死亡又は一定の障がい状態となっている家庭の児童を支援する児童扶養手当の支給資格のある方を対象とし、遺児手当を支給する制度です。今後も、児童扶養手当の新規申請時の案内時等、制度の周知強化に取り組みます。	子育て支援課	給付事業のため評価困難。			遺児となった児童の健全な育成を図るため、手当を支給した。引き続き、制度の周知及び申請方法の案内を実施し、利用者が制度を十分活用できる体制を整備していく。	B: 7割以上9割未満	B: 継続	引き続き、遺児となった児童の健全な育成を図るため、手当を支給した。児童扶養手当の新規申請時の案内時やHP等により、制度の周知強化に取り組みます。	父か母が死亡又は一定の障がい状態となっている家庭の児童を支援している児童扶養手当の支給資格のある方に対し、手当に係る申請の受付及び審査をし、手当を支給を行いました。支給対象者 7世帯11人(小学生4人、中学生1人、高校生6人)	引き続き、遺児となった児童の健全な育成を図るため、手当を支給した。児童扶養手当の新規申請時の案内時やHP等により、制度の周知強化に取り組みます。	父か母が死亡又は一定の障がい状態となっている家庭の児童を支援している児童扶養手当の支給資格のある方に対し、手当に係る申請の受付及び審査をし、手当を支給を行いました。支給対象者 7世帯11人(小学生4人、中学生1人、高校生6人)	引き続き、遺児となった児童の健全な育成を図るため、手当を支給した。児童扶養手当の新規申請時の案内時やHP等により、制度の周知強化に取り組みます。	父か母が死亡又は一定の障がい状態となっている家庭の児童を支援している児童扶養手当の支給資格のある方に対し、手当に係る申請の受付及び審査をし、手当を支給を行いました。支給対象者 1世帯1人(高校生1人)	引き続き、遺児となった児童の健全な育成を図るため、手当を支給した。児童扶養手当の新規申請時の案内時やHP等により、制度の周知強化に取り組むものとする。	